

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 由利本荘市 (都道府県: 秋田県)

本事業の担当部局名 地域づくり推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	由利本荘市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 4 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,500,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 令和2年の国勢調査に基づく人口減少は5年前と比べ5千人以上の減少となっており、人口減少率が拡大する状況となっている。毎年千人以上の減少が続いており、自然減については死亡者数が横ばい傾向であることに對し、出生数の減少が続いていることが人口減少の大きな課題と捉えている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期計画においては「人と自然が共生する躍動と創造の都市」をまちの将来像とし、将来像を実現するため「人口減少に歯止めをかけること」を最重要課題として位置づけている。そして、まちづくり基本政策として「笑顔あふれる健康・福祉の充実」を定める中で、主要施策として出会いから結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援の充実を掲げている。 ＜本個別事業の位置付け＞ 本事業は、経済的支援により結婚に結びつけることで、結婚から始まる妊娠・出産への施策へつなげ、出生数増加を図る取り組みとして位置づけられるものである。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
夫婦の双方が市税等を滞納していないこと				

2. 申請見込

①新規世帯見込	20	世帯	②継続世帯見込	12	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	15	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和4年婚姻件数198件(速報値)
 内 15-29歳 44% 内所得500万未満 75%.....65組
 30-39歳 35% 内所得500万未満 36%.....25組
 (年齢:令和4年人口動態統計 所得:令和4年国民生活基礎調査)

ただし、予算の制約や近隣の同規模自治体の申請件数を聞き取りした結果を加味して以下の件数とする。状況によって追加の応募及び予算措置を検討する。

◎積算件数
 20~29歳まで.....15組
 30~39歳まで.....5組

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	21 世帯
~12月(実績)	3 世帯
1月~3月(見込)	18 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	15 世帯	× 600,000 円 =	9,000,000 円
(その他)	5 世帯	× 300,000 円 =	1,500,000 円
		(継続補助)	3,000,000 円

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

市ホームページ、SNS、広報誌、婚姻届出時にチラシ配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		出生率(独自指標として15歳~49歳人口を分母)			17.0 (R6)
	婚姻率(現状値については独自算出による推計)			3.1 (R6)	2.7 (R4)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			H29 1.37	
	婚姻件数		件	R3 214	
	婚姻率			R3 2.9	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80 (R6)	71 (R4)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50 (R6)	40 (R4)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100 (R6)	95 (R4)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	秋田県が行う結婚サポータースキルアップ事業、あきたの出会い・結婚ネットワーク推進事業と連携し、結婚サポーターの新規人材発掘、スキルアップセミナーのサテライト会場の開設、ネットワーク推進サポーターとの意見交換の場や情報共有を実施する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	本個別事業は住民に幅広く周知されることが重要であり、アパートを借りる際の窓口となる不動産業者と連携し、チラシを配布してもらうなどの周知活動を行う。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。